

平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会社名 金下建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金下 昌司  
(コード 1897 大証第二部)  
問合せ先 常務取締役 岡田 康弘  
(TEL . 0772 - 46 - 3151)

## 定款の一部変更のお知らせ

平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、下記の変更を行うものであります。
  - 当社が設置する機関を定めるため、規定を新設。(変更案 第 4 条)
  - 株式に係る株券を発行することを定めるため、規定を新設。(変更案 第 8 条)
  - 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、規定を新設。(変更案 第 10 条)
  - インターネットの普及を考慮し、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の提供を可能にするため、規定を新設。(変更案 第 17 条)
  - 株主総会における議決権の代理行使を行う際の代理人の人数を明確にするため、現行定款第 15 条第 1 項を変更。(変更案 第 19 条第 1 項)
  - 取締役会の機動的・効率的な運営を目的とした取締役会の書面等による決議を可能にするため、規定を新設。(変更案 第 26 条)
  - 社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、規定を新設。(変更案 第 37 条第 2 項)
  - その他、会社法施行に伴う用語の変更及び条文の移設・整理等。
- (2) 公告の方法について電子公告による公告を可能にするため、現行定款第 4 条の変更を行うものであります。(変更案 第 5 条)
- (3) 招集の手続きを経ないで取締役会を開催する条件を明確にするため、規定を追加するものであります。(変更案 第 25 条第 2 項)
- (4) 取締役の責任を法令において定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することを可能にするため、規定を新設するものであります。なお、この規定の新設につきまして

は、監査役全員の同意を得ております。(変更案 第29条第1項)

- (5) 社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、規定を新設するものであります。なお、この規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案 第29条第2項)
- (6) 招集の手続きを経ないで監査役会を開催する条件を明確にするため、規定を追加するものであります。(変更案 第34条第2項)
- (7) 監査役の責任を法令において定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することを可能にするため、規定を新設するものであります。(変更案 第37条第1項)

## 2. 変更の内容

変更の内容は次項以降のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は金下建設株式会社と称し、英文では The Kaneshita Construction Co.,Ltd.と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 土木建築等諸工事の請負業</p> <p>2. 土木工事の測量、調査、設計ならびに施工に関する事業</p> <p>3. 建築工事の計画、設計、監理ならびに施工に関する事業</p> <p>4. 宅地の造成改良事業</p> <p>5. 不動産の売買ならびに賃貸借</p> <p>6. 産業廃棄物の処理に関する事業</p> <p>7. 岩石の採取ならびに販売</p> <p>8. 前記各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を宮津市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞および京都市内で発行する京都新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 4,000万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>金下建設株式会社</u>と称し、英文では、<u>The Kaneshita Construction Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)土木建築等諸工事の請負業</p> <p>(2)土木工事の測量、調査、設計ならびに施工に関する事業</p> <p>(3)建築工事の計画、設計、監理ならびに施工に関する事業</p> <p>(4)宅地の造成改良事業</p> <p>(5)不動産の売買ならびに賃貸借</p> <p>(6)産業廃棄物の処理に関する事業</p> <p>(7)岩石の採取ならびに販売</p> <p>(8)前記各号に関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店を京都府宮津市に置く。</u></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000万株とする。</u></p>

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(新設)

(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1 , 0 0 0 株とする。  
2 . 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則の定めるところについては、この限りでない。

(新設)

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(基準日)

第 9 条 当社は毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主を

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株券の発行)

第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 9 条 当社の単元株式数は、1 , 0 0 0 株とする。  
2 . 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 11 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(削除)

もって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にそのつど招集する。

(新設)

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株

総会を招集し、議長となる。

(新設)

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役これに記名押印または電子署名を行なう。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、9名以内とする。

主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

- 第20条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。
2. 取締役会の決議により、前項の役付取締役中より当会社を代表する取締役を選任する。

(取締役会の招集者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(新設)

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 23 条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役これに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 25 条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬)</p> <p><u>第 26 条</u> <u>取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 27 条</u> <u>当社の監査役は、4 名以内とす</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 26 条</u> <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 27 条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 28 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 29 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 30 条</u> <u>当社の監査役は、4 名以内とす</u></p>
--	---



る。

(選任方法)

- 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

- 第 29 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

- 第 30 条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

- 第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議方法)

- 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

- 第 33 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役これに記名押印または電子署名を行なう。

(監査役会規則)

- 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令ま

る。

(選任方法)

- 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(削除)

(監査役会規則)

- 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令ま

<p>たは本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 36 条 当社の営業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 37 条 当社の利益配当金は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 38 条 利益配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. <u>利益配当金</u>については利息をつけない。</p>	<p>たは本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、<u>毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 40 条 剰余金の配当は、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当</u>については利息をつけない。</p>
--	--